

物 品 等 競 争 入 札 心 得

(目的)

第1 物品購入等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合においては、入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、那賀町財務規則(平成17年那賀町規則第33号。以下「規則」という。)及びその他法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、那賀町が指示した事項を熟知の上、入札するものとする。

2 物品等の購入については、最低制限価格を設けないものとする。

3 入札回数は初度入札と再度入札の2回までとする。

4 入札書は、封かんの上、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならないものとし、指定の時刻内に入札書を提出しない者は、入札を欠席したものとして取り扱う。

5 入札書は、所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。

ア 入札は、入札案件一式について総価で行う。ただし、公告等で単価によることと指示された場合は、それに従うものとする。

イ 入札書に記載する文字はすべて「楷書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 入札金額は、アラビア数字で記載し、訂正してはならない。

エ 入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額から取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた金額とする。

6 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

7 第6の各号により入札が無効となった者は、当該物品購入等に係る再度入札に参加することができない。

8 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書(市町村長発行)は、不要とする。

9 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名 ㊟

復代理人の場合

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 住 所

商号又は名称

氏 名

復 代 理 人 氏 名 ㊟

(入札の辞退)

第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接

提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

4 辞退届の提出がなく入札を欠席した者については、理由書を入札担当者に提出し、理由が明らかになるまでは、指名不選定の扱いとする。

(公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

3 入札は、町の都合により取りやめることがある。

(当該入札が無効となる事項)

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 記名押印のない入札

(2) 那賀町指定の様式でない入札書での入札

(3) 入札書封筒には「入札書」の文字、指名通知記載の入札番号、案件名、物品名等、納入場所、会社名及び住所の記載をすることとし、その記載の無い入札(様式は任意とする。)

(4) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(5) 同一事項に対してした2通以上の入札

(6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(7) 委任状を持参しない代理人が行った入札

(8) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札

(9) 公表金額を上回る金額での入札

(10) 再度入札の際、1回目の最低入札金額を上回る金額での入札

(11) 明らかに連合によるものと認められる入札

(12) 物品等の入札は、内訳書の提出を入札時に求めるものとする。その内容等に、入札書の提出者名の誤記、案件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等の不備がある場合は、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。ただし、再入札時の内訳書の提出については、原則求めないものとする。

(13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(落札決定の方法)

第7 開札の結果、契約の目的に応じ町の設定する予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。落札金額は、入札書に記載された金額に取引に係る消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札

価格とする。この場合において、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額をもって申込があったものとする。

(契約の締結)

第8 落札者は、落札決定を受けた日から起算して、10日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）に町が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。

2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(その他)

第9 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

附則

この心得は、令和3年1月4日より施行する。